

定 款

N P O 法人高崎第九合唱団

第1章 総則

(名称)

第1条この法人は、NPO法人高崎第九合唱団と称する。

(事務所)

第2条この法人は、事務所を群馬県高崎市聖石町9番13号に置く。

(目的)

第3条この法人は、ベートーヴェン第九交響曲合唱等の普及発展とその演奏及び鑑賞等とおし、社会教育とまちづくり等に関する事業を行い、地域文化の振興と国際文化交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - (ア) 演奏会の開催
 - (イ) 合唱の練習
 - (ウ) 他の主催する演奏会等への賛助出演・設営協力
 - (エ) 指導者・伴奏者の育成
 - (オ) 国際文化交流活動による世界平和と人類友愛の啓発
 - (カ) 子供たちの音楽に対する育み
 - (キ) その他第3条の目的達成に必要な一切の事業
 - (2) その他の事業
 - (ア) 団員の資質向上を図る事業
 - (イ) 海外演奏に伴う旅行に関する事業
- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限りにおいて行うものとし、その他の事業から生じた収益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

第2章 団員

(種別)

第6条この法人の団員は、次の2種とし、正団員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正団員 この法人の目的に賛同し、事業を実施するために入団した個人
- (2) 協賛団員 この法人の目的に賛同し、協賛する個人又は団体

(入団)

第7条団員の入団については、特に条件を定めない。

- 2 団員として入団しようとする者は、団長が別に定める入団申込書により団長に申し込むものとし、団長は、正当な理由がない限り、入団を認めなければならない。
- 3 団長は、前項の者の入団を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって

本人にその旨を通知しなければならない。

(入団金及び団費)

第8条 団員は、運営委員会において別に定める入団金及び団費を納入しなければならない。

2 入団金は、生涯に一度納入すればよい。

(団員の資格喪失)

第9条 団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退団したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団員である団体が消滅したとき。
- (3) 翌年度以降、団費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退団)

第10条 団員は、団長が別に定める退団届を団長に提出して、任意に退団することができる。

(除名)

第11条 団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会の議決により、当該団員を除名することができる。この場合、運営委員会において議決する前に当該団員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 他の団員の名誉を傷つけ、又は危害を及ぼす行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入団金、団費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 運営委員（法上の「理事」とする。） 5人以上
- (2) 監査委員（法上の「監事」とする。） 2人以上
- 2 運営委員のうち、1人を団長とする。
- 3 運営委員のうち、2人以内を副団長とする。

(選任等)

第14条 運営委員は運営委員会において選任し、監査委員は総会において選任する。

- 2 団長及び副団長は、運営委員の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監査委員は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 団長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき又は団長が欠けたときは、団長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監査委員は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 運営委員の業務執行状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 運営委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、又は運営委員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の財務会計の監査を毎年度1回以上行い、その結果を総会に報告すること。

(任期)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第17条 運営委員又は監査委員のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営委員は運営委員会の議決、監査委員は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、運営委員会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けるものの数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、団長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長1名、事務局次長若干名その他の職員を置く。

- 2 職員は、団長が任免する。

(事務局長及び事務局次長の職務)

第21条 事務局長は事務局を統括し、団の金品の管理並びに金銭の出納経理その他団の事業執行に関するすべての事務を行う。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐して事務を掌理すると共に事務局長に事故あるときはその職務を代行する。

(顧問)

第22条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本法人に功労のあった者のうちから運営委員会の推薦により、団長が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関して団長の諮問に答え、又は団長に対して意見を述べる。
- 4 顧問は、無報酬とし、役員を兼ねることができない。

第4章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正団員をもって構成する。

(機能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監査委員の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正団員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監査委員が招集するとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き団長が招集する。

2 団長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正団員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正団員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正団員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正団員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(団員の表決権等)

第31条 各正団員の表決権は平等とする

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない団員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正団員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正団員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正団員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正団員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の専任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 運営委員会

(構成)

第33条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(機能)

第34条 運営委員会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 団長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監査委員から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 運営委員会は、団長が招集する。

- 2 団長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して15日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも運営委員会の開催の日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 運営委員会の議長は、団長がこれにあたる。

(定足数)

第38条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第39条 運営委員会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第40条 運営委員会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、運営委員総数の過半数をもって決する。

(運営委員の表決権等)

第41条 各運営委員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知

- された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、第38条、第42条第1項第2号の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
 - 4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 運営委員会の議事録について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面評決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入団金及び団費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(財産の管理)

第45条 この法人の資産は、団長が管理し、その管理方法は、運営委員会の議決を経て、団長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第47条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに団長が作成し、当該事業年度開始前に運営委員会の議決を経なければならない。

- 2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算書の変更は、運営委員会の議決による。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、団長が作成し、監査委員の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正団員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正団員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の決議を行うときは、正団員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において、その出席した正団員の3分の2以上の議決をもって決した正団員以外のものに譲渡とするものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正団員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、団長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入団金及び団費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正団員	入団金	2,000円／生涯1回
	団費	14,000円／年

協賛団員（個人） 団費 5,000円/年
（団体） 団費 10,000円/年

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。

別表（設立当初の役員）

職名	氏名	備考
運営委員	渡邊 義之	団長
運営委員	赤羽 洋子	副団長
運営委員	小野里 博	副団長
運営委員	新井 幸子	
運営委員	埋金 禮二郎	
運営委員	太田 宇海	
運営委員	鎌田 正子	
運営委員	川原 明弘	
運営委員	桑原 幸代	
運営委員	齊藤 保光	
運営委員	富田 満智子	
運営委員	長島 好江	
運営委員	中村 成子	
運営委員	野口 悦子	
運営委員	林 英敏	
運営委員	福尾 尚己	
運営委員	三宅 美嘉	
運営委員	若林 加代子	
運営委員（兼事務局長）	小野里 明	
運営委員（兼事務局次長）	新井 祐美子	
監査委員	酒井 邦昭	
監査委員	柴山 雄二郎	

（附則）

平成19年9月1日一部変更（第20条関係）

（附則）

平成25年3月21日一部変更（第2条関係）